国立大学法人大分大学の第3期中期目標・中期計画(素案)

中期目標	中期計画
(前文)大学の基本的な目標	
本学は大分大学憲章に則り、国際化が進む社会及び地域のニーズに 的確に対応できる豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育 成するとともに、大分県唯一の国立大学として「大分創生」を目指し、 これまでに蓄積してきた知的資源を最大限に活用した教育・研究・医 療・社会貢献活動を積極的に展開し、もって地域活性化のための「知」 の拠点としての機能の高度化を推進する。	
1) 社会が求める高い付加価値をもった人材の養成 能動的な学修を通して高い専門的知識を修得するとともに、グロー バルかつインクルーシブな視野をもって自立的・創造的に社会に貢献 し、次世代を生き抜く力を持った人材育成を行う。同時に今後の18 歳人口の推移等に留意しつつ、時代や社会のニーズ等を踏まえた不断 の大学改革と教育研究組織の見直しを行う。	
2)「知」の拠点としての機能の高度化大分県を中心とした地域との産学官連携等を深化させ、本学が持つ教育の研究成果や様々な資源を活用し、社会にイノベーションをもたらすような「地域における知の創造」の実現を図る。独創的・先進的な研究分野においては世界に通じる研究拠点を形成するとともに、研究成果を社会に還元する。医療分野においては、幅広い専門知識を有した医療人、医学研究者を育成するとともに、高度先進医療を展開することを通じて、地域における拠点としての役割を果たす。	
3) 新時代のガバナンス体制の構築による戦略的大学経営の実現 社会情勢に的確かつ迅速に対応することにより、大学としての社会	

中期目標	中期計画
的責務を果たすとともに、戦略的な経営を進めていくために、学長の リーダーシップが発揮できる運営体制の確立とそれを支える人材の育 成、並びに安定した財政基盤の構築を目指す。また、女性教職員の活 躍推進を図るなど、ダイバーシティ社会を実現する大学経営を目指す。	
 ◆ 中期目標の期間及び教育研究組織 1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。 2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。 	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
○ 地域社会のニーズに対応した次代を担う人材養成を行うとともに、グローバルかつインクルーシブな視野をもって高い専門的知識を自立的・創造的に活用できる人材を養成する。	・ グローバルかつインクルーシブな視野を持ち地域・社会で活躍する人材を養成するために、平成28年度から外部英語試験を全学で活用するとともに、教養教育における地域志向科目を必修化する。また、平成32年度までに各学部の教育プログラムに柔軟に対応できるような学事暦を導入し、社会のグローバル化、ダイバーシティ化に対応して、地域社会の課題、多様な文化、人々との相互理解に資する教育プログラムを実施する。
	・ 地域産業の発展・イノベーションの創出や人々の暮らしに貢献できる 知識と技術、研究能力を有し、グローバルかつインクルーシブな視野で 新たな課題の発見と解決ができる人材を養成する教育課程を整備する。 また社会人の学び直しへの貢献度を高めるため、社会人学生・受講生、

中期日播	rh #B 辛上面i
中期目標	中期計画
	企業からの派遣者等の受入れ数を10%以上増加させる。
	・ 学生の能動的・主体的学習を促し、学習意欲向上や学生のキャリアパ
	スを見据えた教育課程を担保するため、能動的学修(アクティブ・ラー
	ニング)を取り入れた授業比率を80%以上に高める。
	・ 改組後の教育学部において、教職への適性を重視した方式に入試を変
	更するとともに、児童生徒のICT(Information and Communication
	Technology) 活用能力やアクティブ・ラーニングを支援しうる力量をも
	った義務教育教員を養成するための科目の新設等を行う。また、地域の 学校現場での学習サポートを通して子どもの学習状況を理解する活動
	や附属学校における教育実習を充実させる等のカリキュラム改革を行
	うことに加えて、複数の指導教員が、1年次から卒業まで通して、個々
	の学生の特性を踏まえた修学指導や生活指導、教採指導を行う「メンタ
	リング・コーチングシステム」を構築・実施することにより、教職への
	意欲付けを継続的に行う。これらの取組により、教員就職率(臨時採用を含み、大学院進学者は除く)を80%以上にする。
	を百み、八子院庭子有は除く)を60万以上にする。
	・ 大分県内唯一の教員養成系学部として、地域に密接した教員養成を行
	うため、県内高校への広報を充実することで大分県出身者の入学者を増
	加させるとともに、「小学校教育コース」において小学校重点化のカリ
	キュラムや「地域の教育課題」等の授業科目を新設する。さらに地域の 学校現場での学習支援ボランティア活動を実施することで、大分県小学
	校の教員採用試験の受験率・合格率を増加させる。これらの取組により、
	大分県の小学校教員の需要に対応し、大分県小学校教員における本学の
	占有率を55%にする。
	・ 新たに設置する教職大学院において、教職大学院における研究者教員
	と実務家教員が協働して行う、学校現場と大学との往還を通して具体化
	する課題解決型の教育、教員としての地域課題解決能力を向上させる教

中期目標	中期計画
	育、フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなどの実践的方法を取り入れた互いに学び合う教育により教職への意識と実践的指導力を向上させ、その修了者(現職教員を除く)の教員就職率は85%を確保する。
(2)教育の実施体制等に関する目標	(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
○ 社会の変化や人材に対するニーズの変化に対応して、教学体制の改革を行い、学修評価を通じて教員の教育力向上、教育の質保証、教学支援の充実を推進する。	・ 学修やキャリア形成を支援するため、学修ポートフォリオ等を全学的に実施する体制を平成29年度までに整備する。併せて、教育の水準・質を保証し、学修成果の可視化を進め、社会が求める人材を育成するため、教学に関わるポリシーに基づいた体制を平成31年度までに整備するとともに、学修評価を活用してPDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルを確立し、改善する。 ・ 学部、大学院を通じて多様な価値観、俯瞰的能力を育成するため、高度な教養教育、全学共通カリキュラムを展開するための体制を平成29年度までに整備する。
	・ 学術情報拠点など学内共用施設を活用し、専門・教養教育や学生の主体的・能動的学修を支援する体制を強化する。そのため、教職員がラーニング・コモンズ、ICT等の高度化に対応した教育支援システムの習熟を図るFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動を進め、教員の参加者数を平成29年度までに全体の75%以上に高める。また能動的学修や実践的教育の教育プログラムを実施するための施設整備を行う。
	・ 教師としての実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導 経験のある大学教員を第3期中期目標期間末には20%を確保する。ま た、指導経験のない大学教員に対しては、内地留学としての初等中等学 校への派遣、公立学校や附属学校等における授業の実施、学校の教科書

中期目標	中期計画
	を用いた模擬授業を行うFDなどの研修を実施する。
(3)学生への支援に関する目標	(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置
○ 学生の多様性と主体性を踏まえた学生の学びを支える支援体制を強化するとともに、学生の正課外活動への支援を推進する。	・ 学生の多様性を踏まえ、キャリア形成に資するセミナー等の開催や、低学年からのインターンシップ等の積極的な導入を進めるとともに、学生が主体的に進路選択・決定が行えるよう、企業や事業所、官公庁と連携したセミナーを充実させ、参加企業数を第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間末に比べて現状から20%以上増加させる。
	・ 学生が健康的で十分にその能力を発揮できるように、福利厚生の充実、 経済支援の拡充、正課外活動への支援、並びに日常的な「学び」のサポートを充実させるとともに、障がいのある学生に対し、施設設備の改修 を進める。
	・ 本学の特色である保健管理センターと「ぴあROOM」との機能的な 連携により、学生の元へ出向いて対応する「アウトリーチ型」の心身の 健康面での支援、学修面での支援を進める。また、各学部の教務面・学 生生活面との一体的な連携を強化した学生支援体制を充実するために、 学生並びに学内外専門家による評価を踏まえたPDCAサイクルを確 立する。
(4)入学者選抜に関する目標	(4)入学者選抜に関する目標を達成するための措置
○ 学習意欲が高く主体的・能動的に行動する優秀な学生を確保するとともに、多様な人材を受け入れるために、アドミッション・ポリシーに基づいて多面的、総合的な評価、選抜方法を構築する。また、主体性、協働性をもつ高校生を育成するため、高大連携推進事業を更に強固に推進する。	・ 多様な能力をもった学生の受入れ、選抜方法の妥当性・信頼性の検証 及び改善、高大接続をより一層推進するため、平成30年度までに、入 学企画支援センターを発展的に改組して、アドミッション・オフィスを 設置する。 ・ アドミッション・ポリシーに基づき、能力・意欲・適正を多面的に評

中期目標	中期計画
	価する入学者選抜方法を確立して、平成30年度に公表し、この方法による入学者選抜を平成32年度から実施する。
	・ 国の『高大接続改革実行プラン』に示された高等学校教育と大学教育 の連携強化を実現するため、大学レベルの教育に高校生が触れる機会を 大分県内の全ての高等学校に提供する。
2 研究に関する目標 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
○ 本学の強みとなるミッションの再定義に掲げた重点領域研究等を推進して国際レベルの研究を展開し、世界に向けて研究成果を発信する。	・ 本学の強みである「低侵襲医学研究」、「国際感染症研究」、「統計科学等基礎研究」、「生命・材料化学研究」等、ミッションの再定義に掲げた 先端的な研究を重点領域研究として、戦略的に研究費支援を行い、その 研究成果を論文発表や研究セミナー等で地域社会・国際社会に発信し、 論文数・国際共著率、共同研究件数、科研費採択率等について第2期中 期目標期間末に比し、第3期中にそれを上回るようにする。
	・ 分野や領域を越えた研究者の連携によるイノベーティブな研究を推進するため、全学研究推進機構を中心に経験豊富なシニア研究者が支援を行い、若手研究者等を国際的な学術コミュニティー(学会等)における研究リーダーに育成する。
○ 地域における知の中核的拠点として、学術の多様性を活かし、基盤的な研究や地域社会と連携した研究を推進する。	・ 国の指定した地域活性化総合特別区域としての東九州メディカルバレー構想(医療を中心とした東九州地域産学官連携)の特色を活かした「医工連携研究」、多様な地域産業に関連する「エネルギー関連技術開発・研究」、「ビッグデータを活用する IT 技術研究」、「食品化学研究」及び「サスティナブルな建築・地球環境創成研究」等に取り組み、地域活性化の中核的研究拠点としての機能を強化する。 ・ 地方自治体などと連携・協力し、「地域の福祉課題や教育課題に関す

中期目標	中期計画
	る研究」や「地域経済に関する研究」に取り組み、まちづくり、地域の 活性化の向上に寄与する。
	・ 福祉と医療の連携を基礎とした地域包括ケアシステムを支える研究コミュニティーを形成し、文系医系融合型の新たな研究領域を創生する。
	・ イノベーションをもたらす基盤的な研究や若手研究者・女性研究者の活動に対し、重点的な研究費の配分、男女共同参画事業等との連携、URA(University Research Administrator)チームによる研究戦略支援等を行い、研究機関及び企業等との共同研究・受託研究の合計件数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。
(2)研究実施体制等に関する目標	(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
○ 学長のリーダーシップの下、総合大学としての本学の強み・特色を活かし競争的環境に対応できる研究実施体制を構築するためのシステムを確立する。	・ 優れた研究を推進するため、URAチームが中心となって国内外の研究資金情報の収集、分析、発信を行うとともに科研費、外部研究資金等申請書のブラッシュアップ、ピアレビューを行うなど、採択に繋がる効果的な支援体制を構築する。
3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目 標	3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置
○ 「地域活性化の中核的拠点」大学として、地域社会のニーズに対応した地域の教育・福祉・医療・産業経済・行政を担う中核的人材を育成する。	・ 九州や大分県に関する学生の知識・理解の深化に資する科目を整備するなど、地域の自然や社会・文化等地域課題に関する教育・研究を充実することにより、県内定着志向を高める。
	・ 県内の公私立大学等や地元企業・経済団体等、大分県・市町村との協働により、地域が求める人材を育成するための教育改革を実行し、地域の課題解決に向けたリーダーを育成するとともに、地域産業の振興、雇用の創出に寄与し、県内就職率を第3期中期目標期間末に第2期中期目

中期目標	中期計画
○ 地域に開かれた大学として、本学が持つ教育・研究の双方の機能を積極的に開放し、産学官連携活動の成果を地域社会に還元するなど、人口減少社会など今後の地域課題の解決、地域の活性化、更には地域の創生につながる大学開放事業を実施する。	標期間末に比べ10%以上向上させる。 ・包括協力協定を締結している大分県や市町村、地元企業との連携により、中小企業の経営戦略から自治体の地域政策に至る地域再生の社会ニーズに応えるため、地域経済社会に関する総合的な研究を組織的に実施するとともに、防災シンポジウム等の安全安心社会形成のための取組を地域社会と協働して実施する。 ・「防災シンポジウム」や「Jr.サイエンス」事業等、地域に開かれた本学の社会貢献活動として実施している大学開放事業においては、これまでより更に多くの地域住民に大学の教育・研究活動の成果の一端を紹介・提供することができるよう、地域住民のニーズを踏まえつつメニューを点検・整備することにより、大学開放事業数を第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ、25%以上増加させる。また、地域住民に高等教育レベルの学習機会や「学び直し」の機会を提供する公開講座・公開授業数については、ニーズに対応し全学連携の下に第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ、10%以上増加させる。さらに、地域貢献と学生の地域課題解決能力の向上を目的に実施している「大分大学活き ² プロジェクト」等の学生の主体的な取組に対する指導・助言を充実し、参加学生数を増加させる。 ・産学官連携で創出される知的財産について、セミナー等を開催し学内外の意識を高める取組を組織的に実施する。
4 その他の目標 (1)グローバル化に関する目標	4 その他の目標を達成するための措置 (1)グローバル化に関する目標を達成するための措置
○ 異文化を理解し、相互のアイデンティティーを尊重するグローバル人 材を育成する。	・ 新たに策定する「国際交流推進戦略」に基づき、アジア諸国を中心に世界各国から留学生の戦略的な受入れを推進し、留学生平均在籍者数を第2期中期目標期間末に比し、15%以上増加させる。また、英語によ

中期目標	中期計画
	る授業科目を増やし、受入留学生と日本人学生との交流のための科目を 設けて充実させ、海外への留学に繋げるとともに、短期語学研修等の参 加者を第2期中期目標期間末に比し、50%以上増加させる。
	・ グローバル化を推進するため、研究者(大学院生を含む)の海外派遣数及び海外の大学等からの受入れ数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。
	・ 欧米に加えて、更に東南アジア、アフリカと、経済活動のグローバル 化に関する交流を展開し、国際シンポジウム等により成果公開を実施す る。
○ アジア諸国を始めとする途上国の人材育成支援、開発協力などのため に国際貢献活動を一層推進する。	・ アジア諸国を始めとする途上国への貢献のため、国の指定した地域活性化総合特別区域としての東九州メディカルバレー構想により、医療分野での人材育成支援、開発協力などを行う。
(2)附属病院に関する目標	(2)附属病院に関する目標を達成するための措置
○ 高度急性期病院としての医療機能を強化するため、病院再整備計画を 推進するとともに、厚生労働省が推進している地域包括ケアシステムに 対応するための体制整備を行い、地域医療機関及び福祉関係機関との連 携を深め、地域医療・福祉に貢献する。	・ 高度急性期医療機能の強化、患者診療環境の改善、教育病院として機能充実のため、附属病院再整備計画に基づき、西病棟、外来棟及び中央診療棟の再整備工事を完遂する。
	 地域包括ケアシステムに対応するため、総合患者支援センターを設置し、地域医療機関及び福祉関係機関との連携を強化する。具体的には、以下の項目を実施に移す。 ◆再診予約制度の徹底と運用の改善、初診予約制度の拡大、地域連携パスの運用の拡大、地域の医療機関情報の収集とデータベース化 ◆入院支援、医療福祉相談、退院援助の強化
	これらの取組によって、紹介率80%、逆紹介率70%以上とする。

中期目標	中期計画
1 WILLIAM	・ 高度医療及び専門診療に対応した先進的な診療設備等の導入更新を計画的に行う。特に本学の強み・特色である低侵襲手術の機能向上を図るため、内視鏡手術室並びに血管治療手術室に最新の設備機器を整備する。
○ 近い将来、大分県において高い確率で発生が予想される南海トラフ地 震に備え、災害拠点病院として機能継続のための体制を整備する。	・ 地域の災害拠点病院として、大分県など地方公共団体及び九州地区大 学病院との連携を強化するとともに、南海トラフ地震を想定した災害時 の優先業務の選定やライフラインの復旧手順など具体的業務対応策を 策定し、病院機能の維持を担保するとともに、災害時に必要な備蓄品に ついて、計画的に整備する。
○ 特定機能病院としての医療安全体制をより強化するため、低侵襲治療に関する医療安全システムの構築及び医療事故調査に対応できる体制を整備するなど、医療の質を更に向上させる。	・ 術後早期社会復帰に寄与する腹腔鏡手術やロボット支援手術は、開腹 手術に比較して高度の技量を要することから、周術期合併症、器械の故 障や不備等を関連する医師、看護師、臨床工学技士等と医療安全管理部 が共同で検討する体制を整え、これらの低侵襲治療に関する医療安全の システムを構築する。
	・ 医療法改正により新たに義務付けられた医療事故調査に適切に対応できるよう、医療安全管理部の体制整備を行う。また、地域における医療安全管理の充実を図り、地域基幹病院等と定期的に事例報告及び原因分析と対策について検討を行うシステムの構築並びに地域の医療施設における医療事故調査への相互協力体制の構築を行う。
○ 良質かつ安全な医療を継続的に地域社会に提供するため、県内の地域 医療を担う医師並びに高度な知識・技能を有する医療人を育成し、地域 医療及び医学の進歩に貢献する。	・ 一貫した卒前卒後教育が可能な新たな教育組織の整備等、医学部及び病院全体で研修医を育成する体制を構築する。これにより、初期研修医マッチング率を募集定員の80%以上とすることを目標とし、大分県の地域医療における喫緊の課題である医師確保の改善を図る。また、総合診療医を含む新専門医制度に対応した後期研修プログラムを充実させ、研修医、医員等の若手医師にキャリアプランを示し、地域医療に貢献できる人材を育成する。

中期目標	中期計画
	・ サージカル・ラボ、スキルスラボセンター等を活用し、本学医学部生、研修医、学内外の医師及びコ・メディカルを対象に、安全な低侵襲医療に関する実践的な教育を行い、質の高い医療人を育成するとともに、JICA等を通じて海外の医療従事者を受入れ、医療技術の習得支援による国際貢献を行う。
	・ 良質かつ安全な医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な知識・技術と臨床経験を備える専門・認定薬剤師、組織運営上の優先度が高い分野の認定看護師(年間2名程度)、幅広い分野の専門看護師など質の高いコ・メディカル職員を計画的に育成する。
○ 治験・臨床研究推進の中核となり、臨床研究、医療技術開発を推進する。	・ 国内及び海外の様々な研究機関との連携による地方大学にも実現可能な連携型ARO (Academic Research Organization) を整備し、本学の特徴である臨床試験のための専用病床 (クリニカルトライアルユニット) を活用することで、特殊な薬物動態や薬力学等の新しい臨床的評価法を技術基盤として確立させて、医薬品開発を加速させる。
	・ 疾病構造の変化に対応し、認知症疾患等にかかる高度医療・先進医療 を推進する。特に認知症先端医療推進センターが中核となり、PET診 断技術に関する研究や産学官連携による認知症の新規治療法を開発す る。
○ 現在進行中の病院再整備終了後において、大学病院としての機能をより強化しながら、安定的な病院経営のため、経営分析の利活用を促進する経営改善体制・事務支援体制を構築し、戦略的な病院経営を行う。	・ 社会環境の変化や診療報酬改定、国及び県の医療政策等に柔軟に対処し、病床稼働率、平均在院日数、医療費率、後発医薬品率等の経営改善状況、その他測定可能な評価指標を用いたインセンティブ制度を構築し、病院収入増及び経費削減を図り、経営基盤の安定化に努める。なお、病院再整備完了後の経営改善目標を次のとおりとする。 ◆病床稼働率88%以上・平均在院日数15日以内・医療費率40%以内

中期目標	中期計画
	◆後発医薬品率(数量ベース) 6 0 %以上
(3)附属学校に関する目標	(3)附属学校に関する目標を達成するための措置
○ 教育学部・教育学研究科の教育活動や教育実習の実施に協力するとともに、教育学研究科並びに大分県教育委員会等と連携して地域の教育課題解決のための先導的な実践研究を推進し、地域の教育力の向上に貢献する。	・ 附属学校園は、教育実習機能の高度化を進めるため、教育学部・教育 学研究科が養成する実践的な指導力の資質・能力の指標作成に参画し、 教育実習での実施を踏まえ、その妥当性を学部・研究科の教員と協働し て、検証・分析・整理し、指標の改良を行う。
	・ 大分県教育委員会等と連携の下、大分県の教育課程研究協議会での課題(各教科の授業改善・学びに向かう力等)を共有し、その課題解決のため学部のリソース等を活用して実践研究を行い、公開研究会等の開催等を通じて、その成果を地域に還元し、また学部のカリキュラム等に反映する。
	・ 初等中等段階からグローバル化に対応した教育環境づくりの推進のため、英語で積極的にコミュニケーションができる人材育成を目指した附属小学校・附属中学校の連携による外国語(英語)教育カリキュラム等を作成・実施する。
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき 措置
1 組織運営の改善に関する目標	1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
○ 学長のリーダーシップの下、ガバナンス体制を強化するとともに、学 内資源を効率的・効果的に活用できる体制を整備し、戦略的・機動的な 大学運営に取り組む。	・ ガバナンス体制を強化するため、法人運営組織の役割分担を明確にすることによって、権限と責任が一致した意思決定システムを確立するとともに、副学長の役割の見直しを含め、学長の補佐体制を再構築する。
	・ 大学運営の改善に資するため、経営協議会等の学外有識者による意見 を積極的に求め、大学運営に反映させる。その反映状況を大学ホームペ

中期目標	中期計画
	ージで公表する。 ・ 教員組織と教育組織を分離するなど、教員組織の見直しを行い、教員の人事管理を大学全体として統括し、学内の人的資源を効果的に活用する体制を構築する。
	・ 戦略的・機動的な大学運営に資するため、IR機能を担う組織等において、学内外に散在するデータの収集・分析を行い、学内の意思決定や 業務の改善などに活用する。
	・ 学長のリーダーシップを発揮するための予算を一定枠確保し、本学の機能強化に資する取組等への配分を戦略的・重点的に行う。
○ 公平性及び客観性を確保しながら、「国立大学改革プラン」に沿った 弾力的な人事・給与システムを構築するとともに、中長期的な観点に立 った適切な人員(人件費)管理を行う。	・ 国内外の優秀な人材の積極的登用などにより教育研究の活性化を図るため、承継教員の10%を年俸制適用者とし、業績評価を含めた安定運用を行う。併せて、混合給与制等の新たな人事・給与システムの検討及び導入を行う。
	・ 全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理のため、継続的な人件費シミュレーションを行い、適正かつ効率的な人事管理を実施する。
○ ダイバーシティ社会を実現する大学運営を進め、女性教職員の活躍推進に取り組む。	・ 女性教員採用枠の確保、子育てや介護支援によるワーク・ライフ・バランスの実現等研究活動のサポートを通じ、平成24年度に本学独自に策定した「女性研究者在籍割合20%達成計画」(平成25年度~平成34年度)を達成するために、平成30年度までに女性研究者在籍割合が19%を超えるよう計画を実施する。
	・ 役員、管理職の交代時において、計画的な女性登用を行うことにより、 平成28年度の目標として定めた、理事等の役員に占める女性比率

中期目標	中期計画
丁杓口际	12.5%、管理職に占める女性比率14.6%を第3期中期目標期間中維持する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
○ 「国立大学改革プラン」や「ミッションの再定義」等を踏まえ、本学の強みや特色を活かしながら、時代や社会のニーズに対応した教育研究組織の再構築を行い、地(知)の拠点としての役割を強化する。	・ 不断の改革の観点から、教育研究組織について、アンケート調査、ステークホルダー・ミーティングでの外部有識者の意見、また、大分県等地方自治体の意見等を収集・分析し、時代や社会のニーズに即した恒常的な見直しを行うため、学長の下に全学的かつ機動的な検討体制を整備する。
	・ 「地域包括ケアシステム」を担う人材養成が求められているという地域社会のニーズを踏まえ、地域包括ケアシステムのリーダーとなりうる人材を養成するため、本学の持つ特色・強みである医療と福祉、心理のリソースを融合した「福祉健康科学部」を平成28年度に設置する。
	・ 教育福祉科学部のもつ特色・強みを伸ばし、大分県唯一の教員養成系 学部として教員養成機能を強化し、地域密接型教員養成を担う使命を達 成するために、平成28年度から、教育福祉科学部を教育学部に改組す る。また、教員養成の機能に特化するために、情報社会文化課程及び人 間福祉科学課程は廃止する。
	・ 大分県の小学校教員需要の平成38年度以降の減少に対応するため、 平成33年度までに、社会のニーズ等及び4年間の実績を踏まえ、小学 校教育コースの入学定員を減ずる方向で見直しを行う。
	・ 教育委員会等との連携の下にスクールリーダーや有力な新人教員を養成するため、平成28年度に教職大学院を設置する。その後4年間の移行期間を経て、平成32年度には教育学研究科の学校教育専攻を廃止し、教職開発専攻(教職大学院)に一本化する。

中期目標	中期計画
	 経済学部については、平成28年度までに高校生・卒業生就職企業等への調査等により教育研究組織の見直しを行い、平成29年度に前年度までの調査による社会的なニーズを踏まえ、地域社会におけるイノベーション(新たな価値の創造)を教育研究の対象とする学部改組を行う。 工学部については、平成28年度までに高校生・県内外の求人企業・卒業生就職企業等への調査等により教育研究組織の見直しを行い、平成29年度に前年度までに実施した調査等による社会的なニーズを踏まえ、「理」の要素を取り入れた学部改組を行う。 工学研究科は、平成33年度に、先行して実施した学部改組を基に、企業、自治体へのニーズ調査等を踏まえ、教育研究組織、規模の見直しを行う。
3 事務等の効率化・合理化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
○ 大学運営を支える高度な人材の育成と、大学運営上の課題に柔軟に対応できる事務体制を整備することにより、事務の効率化及び合理化を推進する。	・ 職員のマネジメント能力を高めるため、現行の「事務系職員等の研修 の基本方針」の見直しを行い、職員の資質向上に資するプログラム等を 整備する。
	・ 教育研究組織の見直しに対応するため、学部共通事務業務の一元化を 図るなど、柔軟で効率的な事務体制を構築する。
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成 するための措置
○ 科研費及び産学官連携活動の推進による外部研究資金の増加に向け 全学的に取組を強化する。	・ 全学研究推進機構と産学官連携推進機構との連携により、大学全体の研究力の向上を図り、科研費の採択率を第2期中期目標期間末に比し、

中期目標	中期計画
	10%以上増加させる。また、産学官連携活動を推進し、共同研究・受託研究の合計件数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。
2 経費の抑制に関する目標	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
○ 経費の点検及び見直しにより、経費の抑制を実施する。	・ 物件費、水道光熱費、管理的経費の現状分析を行い、経費の抑制を行 う。特に光熱費については、全体の使用量削減を確認するため総エネル ギー量を基にした指標を用い、平成26年度単位面積当りエネルギー量 (附属病院を除く。)を上回らないよう抑制する。
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
○ 資産の有効活用のため、保有資産の見直しを行い、保有資産の効率 的・効果的な運用を行う。	・ 定期的に施設の利用状況の点検を行い、利用度が低い資産については、 利用計画の変更など、効率的・効果的運用を行う。また、維持費削減の ため、建物については保有面積の1%を削減する。
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
○ 自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価を受けることによって、大学運営等の改善に資する。	・ 教育、研究、業務・運営等に係る自己点検・評価の定期的な実施に加え、第三者評価に結び付くステークホルダー・ミーティング等の大学独自の取組を実施し、その結果を大学運営の改善に反映させる。
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標	2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
○ 教育・研究の成果等の積極的な情報公開・情報発信を推進する。	・ 大学広報誌、大学ホームページ、大学ポートレートにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行うとともに、学生確保も見据えた戦略的な情報の公開・発信を推進する。なお、その公開・発信の方法はS

中期目標	中期計画
	NS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等時代の趨勢を見据えた効果的な方法を活用する。
V その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
○ 施設の整備・活用にあたり、大学の機能強化を推進する施設整備を行う。	・ キャンパスの整備と活用に係る基本的な計画であるキャンパスマスタープランに基づき、国の財政措置の状況を踏まえ、本学の機能強化を推進する施設整備や、施設・設備の老朽化対策並びにユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な教育研究環境の整備、及び省エネや維持管理コスト削減等に資する環境負荷の低減対策を行う。また、既存施設の有効活用の観点から、新学部設置や学部改組については、基本的に既存施設で対応する。
2 安全管理に関する目標	2 安全管理に関する目標を達成するための措置
○ 安全管理体制の強化及び安全文化の醸成を行う。	・ 安全管理を徹底し、事故等を未然に防止するために、安全衛生管理体制の検証及び安全管理状況の定期的な点検を行うなど、必要に応じて改善と整備を実施することで体制を強化する。また、安全文化の醸成に向けた役職員の意識向上のため、安全管理・事故防止等に関するセミナー等を定期的に実施する。
3 法令遵守等に関する目標	3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置
○ 法令に基づいた適正な法人運営を推進する。	・ 大学の諸活動における法令遵守を徹底し、大学の社会的責任を果たすため、コンプライアンス担当部署の設置など、学内のコンプライアンス体制を整備するとともに、教職員のコンプライアンス意識の高揚を図るため、教職員に対する研修会等を年1回以上実施し、各種マニュアル等を定期的に点検し、見直しを行う。

中期目標	中期計画
	・ 危機管理体制をより一層充実・強化させるとともに、構成員の危機管理に関する意識の高揚を図るためのセミナー等を年1回以上実施する。
	・ USBメモリーの適切な取扱いを徹底させるなど、個人情報の適正な管理体制を確立するとともに、個人情報保護の重要性について、教職員に対する研修等を年1回以上実施する。
	・ 学生生活の安全・安心の観点に立ったハンドブックの作成やコンプライアンスに係る授業の充実など、学生の危機意識を高める支援システムを確立するための取組みを実施する。
○ 研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等に関連する法令等を遵守し、経理の適正化、管理体制や管理責任体制の整備に取組み、適正な運営を行う。	・ 研究不正行為と研究費の不正使用を防止するために、関連する規定の 周知を行うとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関する ガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラ イン」を踏まえた教育、研修を実施し、適正な法人運営を行う。
○ 公的研究費の不正使用防止の観点から、法令違反等に関するコンプライアンス体制を更に強化する。	・ 公的資金の不正使用防止のため、教職員及び取引業者に対して説明会を毎年度開催し、会計ルールの周知徹底を行う。
○ 情報環境の整備、情報セキュリティ対策及び教育を行う。	・ ワクチンソフトの必要数を確保し、外部記憶媒体等の管理を徹底して 安全なICT環境を整備するとともに、情報セキュリティ対策を強化す るため情報システムの利用ガイドライン等の内部規則を整備する。ま た、構成員の情報セキュリティに対する意識向上を図るため、研修・訓 練を毎年度開催する。

学 部 等 の 記 載 事 項

(別表)

L ())(Ln	
表(学部,研究科等)	別表(収容定員)
教育学部 学 経済学部 医学部 工学部 福祉健康科学部 教育学研究科 経済学研究科	教育学部 540人 学 (うち教員養成に係る分野 540人) 経済学部 1,240人 医学部 872人 (うち医師養成に係る分野 620人) 工学部 1,500人 福祉健康科学部 400人
研 経済字研究科 究 医学系研究科 科 工学研究科 福祉社会科学研究科	教育学研究科 62人 研究 (うち修士課程 42人 専門職学位課程 20人) 経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 9人) 医学系研究科 170人 (うち修士課程 50人 博士課程 120人) 工学研究科 294人 (うち修士課程 270人
	博士課程 24人) 福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)